

参加費 **無料**  
定員20名

# 働き方改革法案成立

**同一労働 同一賃金**

## 施行後の賃金制度を考える パート・アルバイト/正社員賃金の均等と均衡

2018年6月29日に成立した、働き方改革法案。2019年4月1日をもって、ついに改正法が適用開始されました。対応がまだの企業様へ、同一労働同一賃金への対応と企業に求められる正社員とパートとの賃金の「均等・均衡」への対応策を、正社員と時給者の賃金を例に挙げ具体的に解説します。

- 1 令和2年 **12月17日** 木 
  - 2 令和3年 **2月19日** 金 
- 両日ともに

時間 **14:00~15:30** (受付/13:30)

会場 **神照まちづくりセンター**

滋賀県長浜市神照町 286-1

参加費 **無料** 申込が必要です。  
当日は、**名刺**をご持参ください。(参加受付用)

※定員20名に達し次第申込を締切いたします。



### こんな企業様におすすめ!!

- 正社員の賃金規定はあるが、パート・アルバイトの規定がない
- 正社員とパート・アルバイトの賃金の差を明確に説明できない
- 賃金制度の改定をすべきか悩んでいる

### セミナー内容

- 1 「同じ仕事なら同じ給与がもらえるの？」このシンプルな質問の回答は？
- 2 最高裁判例を念頭においた同一労働同一賃金の諸手当の付与方法

#### 【講師プロフィール】

ドラフト労務管理事務所  
**鈴木圭史氏**



社会保険労務士資格を取得後、人材派遣会社の本社勤務を労務担当を9年経験。その後、「企業における様々な問題を解決するためのドラフトを提案する」という理念を基にドラフト労務管理事務所という社会保険労務士事務所を起業して現在12年目を迎える。前職の経験を活かし、派遣元責任者講習の講師を務める。派遣元の立場など派遣業界の仕組みを理解しての講義には定評がある。また、関連して働き方改革関連法や同一労働同一賃金のセミナーも適時実施している。



**新型コロナウイルス感染症拡大防止のため以下についてご理解、ご協力をお願い申し上げます。**

- 当日は必ずマスクを着用ください。●受付時には体温チェックを実施します。●手指消毒用アルコールを設置していますので、ご利用ください。
- 発熱・体調不良の場合は、参加をお控えください。●感染拡大状況により中止となることもあります。ご了承ください。



主催



**株式会社クローバー**  
〒526-0062 滋賀県長浜市列見町292番地

TEL 0749-53-2190

営業時間 平日 8:30~17:30

FAX 0749-65-8240

mail info@clover.ne.jp



同一労働同一賃金・施行後の賃金制度を考えるセミナー申込書 下記の内容をご記入の上、FAXまたはメールにてお申送ください。

事業所名				参加者名		
住所						
TEL	FAX		E-mail			